



税・保険料の納付に 関するお知らせ

「町道民税」「介護保険料」第4期、「国民健康保険税」後期高齢者医療保険料」第7期の納付月です。
納付期限は12月26日（木）です。

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先

税務収納係 10番窓口
☎ 77-8376

年末調整手続の 電子化について

年末調整の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができます。

12月2日（月）から 保険証の取り扱いが変わります

お手元の保険証は
引き続き使えます

令和6年12月2日より、従来の紙の保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証並びに限度額適用認定証（この3証を以下、「保険証等」という。）は新たに発行されなくなり、「マイナンバーカード（マイナ保険証）」又は「資格確認書」を基本とする仕組みに移行します。

<資格確認書とは？>

「マイナンバーカード（マイナ保険証）」をお持ちでない方に交付される、紙の保険証等の代わりとなるものが「資格確認書」となります。
この「資格確認書」で引き続き、保険を適用した医療を受けることができます。

※令和6年12月1日までに交付された国民健康保険又は後期高齢者医療の保険証等は、住所や負担割合等に変更がない限り有効期限（最長で令和7年7月31日）まで、お使い頂けます。なお、お持ちの保険証等やマイナ保険証が有効である期間は原則、「資格確認書」は交付されません。

国民健康保険及び後期高齢者医療における対応は下記のとおりとなります。

【令和6年12月2日から保険証等の有効期限(令和7年7月31日)までの対応】 (マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方)

- ①マイナンバーカードまたはお持ちの保険証等で医療機関を受診して頂くこととなります。
- ②保険証等を紛失したときには、保険資格の情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
※「資格情報のお知らせ」は保険証等の代わりにはならないため、紛失後はマイナンバーカードで医療機関を受診して頂くこととなります。
- ③マイナンバーカードを紛失したときには、「資格確認書」を交付いたします。

(マイナンバーカードをお持ちでない方、または保険証利用登録を行っていない方)

- ①お手元にある保険証等で医療機関を受診して頂くこととなります。
- ②保険証等を紛失したときには、「資格確認書」を交付いたします。

(共通の対応)

- ①国民健康保険または後期高齢者医療に新しく加入された方には、「資格確認書」を交付いたします。
- ②住所や負担割合などの保険情報に変更があった方には、「資格確認書」を交付いたします。

お問い合わせ先
【保険証等に関すること】 保健福祉課 国保係（1階9番窓口）
☎ 0152-77-8379（直通）
【マイナンバーカードの申請等に関すること】 保健福祉課 戸籍年金係（1階8番窓口）
☎ 0152-77-8378（直通）

ようになりません。
なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nennatsu/nencho.htm>)

電子化のメリット

- ①保険料控除等の控除額の検算が不要
- ②控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ③従業員からの問い合わせが減少
- ④年末調整関係書類の保管コストが削減

従業員のメリット

- ①控除額等の記入・手計算が不要
 - ②控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
 - ③勤務先からの問い合わせが減少
- マイナポータル連携について**
従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトで入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）

なお、詳細については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/retsuzuki/mynumberinfo/mynumber.htm>)

12月は道税の滞納整理強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月を「滞納整理強化月間」として、道税の滞納を整理するため、これまでよりも強く差押等の滞納処分を進めてまいります。

- まだ納税されていない方は大至急納めてください。納めない場合には、給与や預貯金、生命保険などの財産差押え、または自宅や事務所の捜索を行い、TV・ゲーム・PC・貴金属・自動車・軽自動車の動産の差押えを執行します。
- 写真は自動車差押えの一例です
- e-LIQRやeL番号が記載されている納付書があれば、自宅やオフィスなどからスマートフォンやパソコン

等を利用してキャッシュレスで納税できますので、地方税お支払サイトのご利用・ご確認をお願いします。

令和7・8年度の入札参加資格審査に係る申請を受け付けます

市町村では、建設工事や物品購入の入札・見積り合わせに参加する業者について、資格審査を行うことが地方自治法施行令により定められています。

- 申請の有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日の2か年度間
 - 申請がない場合は、入札に参加することができませんので、十分ご注意ください。
- 申請種類**
●建設工事・設計業務

●物品購入・リース・各種業務の請負、委託
いずれも指定の様式で申請ください。

申請方法

町ホームページからダウンロード
窓口持参・郵送（町外業者は郵送のみ）。窓口持参の場合は、返信用封筒（切手貼付）の必要はなし。
※建設工事・設計業務については、（一財）北海道建設技術センターの「入札参加資格共同審査システム」でも申請できます。

受付期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月31日（金）
※土・日・祝日、12月28日、1月5日を除く

受付時間
午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

受付場所・問い合わせ先
管財係 24番窓口
☎ 77-8373